

# レクリエーション施設利用補助制度のお知らせ

## レクリエーション施設利用券使用時の注意点

- (1) レクリエーション施設利用券は、発行を受けた組合員本人および被扶養者本人(本組合から組合員証等を発行されている方)に限り利用可能です。他の方には絶対に譲渡しないでください。(他の方に譲渡した場合は、発行を受けた組合員に補助金の返還請求をします。)
- (2) 利用回数には制限があり、1施設ごとに1年度内1人1回となっています。ただし、ゴルフ場、キャンプ場、映画館、日帰り温泉、ボルダリング施設および鍼灸マッサージ施術所については、施設区分ごとに指定施設の中から1年度内1人3回を限度とします。
- (3) 利用資格のない方(利用券使用対象年齢外の方や被扶養者認定外の方など)が利用した場合、または利用回数が制限を越えた場合等は、補助金の返還請求を行うこととなりますので、利用についてはご注意ください。

<b>1 利用資格者</b>	利用日現在、組合員および被扶養者である方 (本組合から組合員証等を発行されている方)	
<b>2 利用回数制限 (1年度内)</b>	利用施設区分	利用限度回数
	レジャー施設等	1施設につき1人1回
	潮干狩り場	指定施設の中から1人1回
	ゴルフ場・キャンプ場・映画館・日帰り温泉・ボルダリング施設・鍼灸マッサージ施術所	指定施設の中から1人3回 (施設区分ごと)

※利用可能な施設については、「[共済事業のあらまし](#)」または[共済組合ホームページ](#)(最新情報)をご確認ください。利用券の裏面にある施設一覧については、最新のものとない場合がありますので、必ずご確認ください。

## レクリエーション施設利用券の記入方法

【見本】

【組合員証(表面)】

<b>1 所属所名</b>	市町村名または一部事務組合名をご記入ください。
<b>2 組合員氏名</b>	組合員本人の氏名をご記入ください。
<b>3 所属所番号</b>	組合員証に記載されている【埼】から始まる番号を右詰めでご記入ください。
<b>4 組合員証番号</b>	組合員証に記載されている番号を右詰めでご記入ください。
<b>5 利用年月日</b>	施設をご利用する年月日をご記入ください。
<b>6 利用者名</b>	利用券を使用する方の氏名をご記入ください。
<b>7 利用者生年月日</b>	利用券を使用する方の生年月日をご記入ください。

お問い合わせ先 施設課 ☎048-822-3304